

2020年度評価シート（案）

項目	2019年度 目標	2019年度 実績	2020年度 目標	2020年度 実績
① 常時雇用する労働者が300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数 ^{※1}	7,500件	6,842件	13,000件	8,876件
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数 ^{※2}	3,200社	3,312社	3,500社	3,548社
③ 男性の育児休業取得率 ^{※3}	9.5%	7.48%	13.0%	12.65%
<p>（備考）</p> <p>※1 雇用環境・均等部（室）による法施行状況調べ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し都道府県労働局に届出を行った常時雇用する労働者が300人以下の企業数（それぞれ各年度の3月31日時点）</p> <p>※2 雇用環境・均等部（室）による法施行状況調べ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定・実施し、厚生労働大臣による認定を受けた企業数（それぞれ各年度の3月31日時点）</p> <p>※3 厚生労働省「雇用均等基本調査」 5人以上規模事業所で各年度の前々年（2020年度実績では2018年）の10月1日から各年度（2020年度実績では2019年）の前年9月30日までの1年間に配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（各年度の10月1日までに育児休業を開始した者）の割合</p>				
2020年度目標設定における考え方				
<p>① 常時雇用する労働者が300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数 令和4年4月1日に一般事業主行動計画策定・届出義務企業が101人以上の事業主に拡大されることから、直近の実績を踏まえつつ、3割程度の達成を見込んだ目標値とした。</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数 少子化社会対策大綱（2020年5月29日閣議決定）に定められた目標（2025年までに、くるみん認定企業数を4,300社とする）及び前年度までの実績を踏まえ、3,500社を目標とした。</p> <p>③ 男性の育児休業取得率 少子化社会対策大綱（2015年3月20日閣議決定）等に定められた目標（2020年までに、男性の育児休業取得率を13%とする）を踏まえ、2020年</p>				

度は 13.00%を目標とした。

施策実施状況

(2020 年度に実施した主な取組)

- ① 常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数
 - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、実施、認定の促進
 - ・中小企業のための女性活躍推進事業の実施
 - ・両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の支給
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数
 - ・次世代育成支援対策推進法の施行の周知
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、実施、認定の促進
- ③ 男性の育児休業取得率
 - ・育児・介護休業法の周知徹底・履行確保
 - ・イクメン企業アワード、イクボスアワード等の実施による社会的機運の醸成
 - ・男性の育児休業取得促進に取り組む企業に対して支給する両立支援等助成金（出生時両立支援コース）の支給

2020 年度施策実施状況に係る分析

- ① 常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数
 - ・常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主の一般事業主行動計画策定届出数は、2021 年 3 月末に 8,876 社となり、目標 13,000 件に対する達成率は 68.3%に留まり、目標は未達成となった。
 - ・届出件数は施行初年度から増加しているものの、依然として対象となる企業数に対する届出件数は低調である。
 - ・これらは、新型コロナウイルスの影響により事業主への個別支援が十分にできなかったことが要因と考えられる。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数
 - ・くるみん認定企業数は 2021 年 3 月末現在で 3,548 社となり、目標の 3,500 社を達成した。
- ③ 男性の育児休業取得率
 - ・2019 年の実績 7.48%に対し、2020 年度は 12.65%と上昇したものの、目標の 13.00%を達成することはできなかった。
 - ・男性の育児休業取得率は平成 24 年度から 8 年連続で上昇しており、これまでの取組が一定の効果をもたらしたものと考えられるが、女性と比べると低い水準にとどまっている。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

- ① 常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数
- ・ より多くの中小企業において女性活躍推進法に沿った行動計画の策定・届出・情報公表等が行われ、女性の活躍が進むよう、経済団体等への協力要請、説明会や相談会の実施、助成金の周知等の働きかけを行うほか、女性活躍推進アドバイザーによる行動計画策定に係る個別支援を実施する等、更なる取組を進めていく。
 - ・ 特に令和 4 年（2022 年）4 月より、行動計画の策定・届出等が義務になる常時雇用する労働者が 101 人以上 300 人以下の事業主に対し、都道府県労働局が中心となって行動計画の策定・届出等の確実な実施を促していく。
 - ・ また、スマートフォン対応を図った「女性の活躍推進企業データベース」についても、就活中の学生を始めとした求職者への周知を行うとともに、企業に対するデータベースの登録に向けての働きかけを積極的に行う等により、女性の活躍に関する企業情報の見える化を進めていく。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業は着実に増加しており、2020 年までにくるみん取得企業を 3,000 社とする政府目標及び 3,500 社とする 2020 年度の分科会の目標を達成したところである。
 - ・ 令和 2 年 5 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に、2025 年までに 4,300 社とする新しい政府目標が設定されたところであるため、引き続き、認定について周知を図るとともに、企業に対する認定取得の働きかけを行う。
- ③ 男性の育児休業取得率
- ・ 2019 年の実績 7.48%に対し、2020 年度は 12.65%と 5.17 ポイント上昇したものの、女性と比較すると低い水準である。
 - ・ 令和 2 年 5 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」等に定められている 2025 年までに 30%とする政府目標の達成に向けて、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組の創設及び育児休業を取得しやすい雇用環境整備や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等の内容を盛り込んだ改正育児・介護休業法について、周知・啓発や事業主に対する各種支援等を行い円滑な施行を図るなど、必要な対策を講じていく。